

入札後審査型制限付き一般競争入札公告共通事項

第1 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者であることとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
（なお、被補助人、被保佐人または未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。）
- 2 入札書提出期限日から落札者決定の日までの間に、坂出市建設工事指名停止等措置要領（昭和63年坂出市要綱。）による指名停止期間中の者でないこと。
- 3 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - (1) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、坂出市の入札参加資格審査を受け、入札参加資格者名簿に登載されたもの
 - (2) 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者で、坂出市の入札参加資格審査を受け、入札参加資格者名簿に登載されたもの
- 4 建設業法（昭和24年法律第100号・以下「法」という。）第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、その結果通知書の交付を受けていること。（当該経営事項審査の審査基準日が開札日において有効期間内であること。）
- 5 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書において、雇用保険、健康保険および厚生年金保険の加入の有無が無となっていないこと。ただし、現に加入していることが認められる者は、この要件を満たすものとする。

第2 入札書の提出

1 入札書の提出方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により提出すること。

入札期間は、入札公告個別事項「入札日程等に関する事項」の「入札書の提出」のとおりとする。

- 2 坂出市電子入札運用基準（建設工事および建設コンサルタント業務等）（以下「電子入札運用基準」という。）の規定に基づき契約担当者の承諾を得た場合に限り、紙による入札書を提出することができる。この場合は、開札日前で契約担当者の指定する日時および場所に提出すること。

第3 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第4 入札書に添付して提出する書類

- 1 入札参加希望者は、第2の電子入札システムによる入札書提出を行う際、入札公告個別事項「入札日程等に関する事項」の「入札書に添付して提出する書類」に掲げる書類（以下「添付資料」という。）の電子ファイルを入札書に添付して提出しなければならない。ただし、電子入札運用基準の規定に基づき契約担当者の承諾を得た場合に限り、紙による添付資料を提出することができる。この場合は、開札日前で契約担当者の指定する日時および場所に提出すること。
- 2 その他
 - (1) 添付資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された添付資料は、返却しない。
 - (3) 提出後、添付資料の差替え、追加および再提出は認めない。

第5 入札の無効等

- 1 添付資料を期限までに提出しない者は、入札に参加することができない。
- 2 入札参加資格を有しない者または虚偽の申請を行った者の入札および入札に関する要件に違反した入札は無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には落札決定を取り消す。
- 3 入札回数は2回とし、数値的判断基準（失格基準）未満の入札をした者は失格とする。

第6 入札保証金および契約保証金

- 1 入札保証金 入札保証金の納付は、免除する。
- 2 契約保証金 請負代金額の100分の10以上の納付を要する。ただし、金融機関または保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、または履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第7 開札の執行および落札候補者の決定方法

- 1 開札日時および場所については、入札公告個別事項「入札日程等に関する事項」の「開札」のとおりとする。
- 2 総合評価落札方式の場合の落札候補者の決定方法
入札公告個別事項「入札に付する事項」に示す落札方式が総合評価落札方式の場合は、予定価格の制限の範囲内で入札をした者で、かつ、入札公告個別事項「入札参加資格」の「共通事項で示す資格要件」、「入札参加資格者名簿登載」、「営業所の所在地要件」および「経営事項審査」を全て満たしている者のうち、入札公告個別事項「総合評価に関する事項」の「総合評価の方法」によって得られた評価点の最も高い者を、坂出市総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）へ意見聴取した上で、落札候補者とする。ただし、審査委員会が意見聴取を不要と認める場合は、同委員会への意見聴取を行わず落札候補者を決定するものとする。
落札候補者となるべき評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、入札価格の低い者を落札候補者とする。ただし、入札価格も同額である場合は、電子入札システムによる電子くじにより第1順位の落札候補者を決定するものとする。

第8 入札参加資格の事後審査および落札者の決定方法

- 1 落札候補者が提出する確認資料
開札後、落札候補者となった者へは、電子入札システム等により、入札公告個別事項「入札日程等に関する事項」の「確認資料の提出」に掲げる書類（以下「確認資料」という。）の提出を求めるものとする。連絡を受けた者は、確認資料を入札公告個別事項「確認資料の提出」に掲げる期限、場所に持参しなければならない。
- 2 落札者の決定方法
落札候補者から提出された添付書類および確認資料（前項の規定により提出を求めた場合に限る。）の審査を行い、審査の結果、入札参加資格があると認められた場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。確認資料を期限までに提出しない場合または入札参加資格が認められなかった場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者から確認資料の提出を求め、審査を行うものとする。
なお、落札者が決定するまで順に同様の手続きを行うものとする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者（総合評価落札方式の場合は、評価値の最も高い者）を落札者としてすることがある。
- 3 落札者の通知
落札者が決定した場合は、入札参加者に対して、電子入札システムにより通知するものとする。ただし、紙による入札参加者については、落札者の場合のみ書面により通知をし、他の場合は、入札結果の公表をもって落札決定の通知とする。
- 4 無効通知書
入札参加資格が認められなかった者については、電子入札システムにより、無効通知書を送付するものとする。紙による入札参加者については、書面により通知するものとする。
- 5 その他
ア 確認資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。
イ 提出された確認資料は、返却しない。

第9 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

- 1 第8の2の審査により入札参加資格が認められなかった者は、その理由について、契約担当者に対して説明を求めることができる。
- 2 1の説明を求める場合には、その旨を電子入札システムの説明要求機能により（紙による入札参加者については、書面を持参により）提出するものとする。
提出期限 第8の4の通知をした日から起算して5日以内（休日を除く。）

提出時間 8時30分から17時15分まで（12時から13時までを除く。）

提出場所 入札公告個別事項「入札日程等に関する事項」の「開札」に掲げる場所

- 3 1の説明を求めた者に対する回答は、2の請求期限日から起算して5日以内（休日を除く。）に、電子入札システムにより（紙による入札参加者については書面により）行う。

第10 契約の締結に関する事項

- 1 工事請負契約書作成の要否 要する。
- 2 落札者となった場合は、工事請負契約書の作成の前に、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者届出書を契約担当者に提出すること。
- 3 この工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律により分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた対象建設工事に該当する場合は、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称および所在地ならびに再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法等を参考に積算した上で入札すること。
- 4 予定価格が1億5千万円以上の入札に付する工事に係る請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年坂出市条例第27号）第2条の規定により、坂出市議会の議決が必要である。
- 5 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が入札公告個別事項「入札参加資格」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

第11 支払条件

- 1 前払金
 - (1) 前払金の保証契約締結に基づき希望により、請負代金額300万円以上の工事につき、請負代金額の100分の40以内の額を支払う。ただし、低入札価格調査制度を適用する工事において同制度の基準価格を下回る金額により契約を締結した場合は、請負代金額の100分の10以内の額を支払う。
 - (2) 中間前払金の保証契約締結に基づき希望により、請負代金額300万円以上で、かつ、工期が100日以上工事につき、坂出市契約規則（昭和40年坂出市規則第2号）第36条第3項各号に掲げる要件に該当するものについて、請負代金額の100分の20以内の額を支払う。ただし、低入札価格調査制度を適用する工事において同制度の基準価格を下回る金額により契約を締結した場合は、支払わない。
 - (3) 債務負担行為に係る複数年度にまたがる請負契約の場合は、坂出市工事請負契約約款の規定によるものとする。
- 2 部分払
入札公告個別事項にて有りとして設定されている場合において、完成前に、出来形部分が請負代金相当額の10分の4を超えた場合において、出来形部分に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、坂出市契約規則第37条に規定する回数の範囲内で希望により支払う。

第12 その他

- 1 入札参加者は、この公告のほか、坂出市契約規則、入札公告個別事項、坂出市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領、入札及び契約等の心得、坂出市電子入札運用基準および坂出市工事請負契約約款等の内容を遵守しなければならない。
- 2 次に掲げる場合は、坂出市建設工事指名停止等措置要領に基づき指名停止の措置の対象となることがある。
 - (1) 添付書類および確認資料に虚偽の記載をした場合
 - (2) 正当な理由（他の案件を落札したこと等により配置予定技術者を配置できなくなる場合）がなく落札候補者が確認資料を期限までに提出しない場合
 - (3) 落札者が契約を締結しない場合
 - (4) その他入札に関し不正または不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められる場合
- 3 配置予定技術者についての様式の提出を求めている工事においては、現場に配置する監理（主任）技術者（建設業法第26条第3項に規定する工事の場合は、専任の監理（主任）技術者。以下同じ。）を選任すること。落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理（主任）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
- 4 現場代理人については原則として工事現場に常駐することになっているが、発注者は、現場代

理人の工事現場における運営、取締りおよび権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合は、あらかじめ工事打合簿の書面により常駐を要しない期間を明確にしたうえで、工事現場における現場代理人の常駐を要しないこととすることができる。

- 5 現場に配置する監理(主任)技術者は、病休・死亡・出産・育児・介護・退職等極めて特別な事情でやむを得ない理由があると認める場合および、以下に示す場合において工事の施工等に支障がないと認められるときを除き、変更を認めない。

(1) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

(2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合

(3) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合

上記理由により配置技術者を変更する場合は、入札公告個別事項「入札参加資格」の「配置予定技術者」に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

- 6 次に掲げる期間は現場に配置する監理(主任)技術者の工事現場への専任を要しない。ただし、専任を要しない期間は、工事打合簿の書面により明確にすることとする。

・専任を要しない期間

(1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）

(2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生または埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

(4) 工事完成后、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間